

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です！

○住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、
選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、
最新のものにする必要があります。



(おもて面)

○なお、令和5年2月6日から、「**転出届**」については、
マイナンバーカードを使用して、マイナポータル等を
通じて、提出できるようになりました。

(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、
5万円以下の過料に処されることがあります。)

◆住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

<オンラインでの届出>

引越前の
市区町村 [転出前に]
マイナポータル等を通じ
オンラインで転出届を提出する
(窓口に行くことなく自宅等から手続きできます)



引越先の
市区町村 [転入した日から14日以内に]
マイナンバーカードを提示の上
転入届を提出する^{*1}

<窓口での届出>

引越前の
市区町村 [転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る^{*2}



引越先の
市区町村 [転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて^{*3}
転入届を提出する

◎同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの
市区町村 [転居した日から14日以内に]
窓口で転居届を提出する^{*1}

- ※1 マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために
来庁予定の連絡ができます。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りは
ありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを
提示してください。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。